

第 762 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 5 年 3 月 1 4 日（火） 1 4 時から
2. 場 所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等（説明者）
 - (1) 日アセアン包括的経済連携協定の改正品目別規則の発効について
（業務部 阿部 原産地調査官）
 - (2) 令和 4 年横浜税関における差止公表について
（業務部 西潟 知的財産調査官）
 - (3) 通関営業報告書等の提出について
（上野 通関業監督官）
 - (4) ヨーグルト及びでん粉調製品に係る特別緊急関税の発動について
（通関総括第 3 部門 野崎 統括審査官）
 - (5) 「F B A 料金シミュレーター」により課税価格を計算する場合の留意点について
（山上 首席関税評価官）
4. 連絡事項等



原産地規則とは

協定・法令等

原産地証明手続

事前教示

事後確認

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > 日・アセアン包括的経済連携(AJCEP)協定の改正品目別規則の発効について

日・アセアン包括的経済連携(AJCEP)協定の改正品目別規則の発効について

2023年2月27日

昨年8月に改正された日・ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP協定)附属書2(品目別規則)が2023年3月1日に発効しますので、主な変更点及び輸入時における留意事項についてお知らせします。

【主な変更点】

- HSコードのバージョンがHS2002からHS2017に変更。

【輸入時における留意事項】

1. 原産品の資格の再確認

これまでAJCEP協定上の原産品として輸入していた貨物についても、HSコードのバージョンの変更に伴い原産品としての資格に影響がないかをご確認ください。また、原産品としての資格の確認にあたっては、生産に使用する材料のHSコードの変更の有無にもご注意ください。

2. 文書による事前教示の取扱い

改正前の品目別規則に基づく事前教示回答書のうち、有効期間内(回答から3年以内)のものについては、原産品としての資格に影響が出る可能性のあるものは2023年2月24日現在ありませんので、引き続き通関審査において尊重されます。

3. 改正に伴う経過措置

改正品目別規則の発効(2023年3月1日)の前に改正前の品目別規則に基づきASEAN各国の当局が発給した原産地証明書は、有効期間内(発給から1年以内)は輸入通関時に有効なものとして取り扱われます。

(参考)

[AJCEP HS2017版品目別規則\(附属書2\)\(和文\)\(2023年3月1日～\)](#)[AJCEP HS2017版品目別規則\(附属書2\)\(英文\)\(2023年3月1日～\)](#)[「運用上の規則」\(英文\)\(2023年3月1日～\)](#)

令和5年3月
横浜税関

関係者 各位

令和4年（1月～12月）の横浜税関におけるコピー商品などの知的財産侵害物品の差止状況を公表しました。

税関ホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

[https://www.customs.go.jp/yokohama/notice/chizai_sashitome\(yokohama\)_R4.pdf](https://www.customs.go.jp/yokohama/notice/chizai_sashitome(yokohama)_R4.pdf)



横浜税関は、全国の税関別で令和元年以降4年連続第1位となる10,397件（1万件超は令和2年以降3年連続）の知的財産侵害物品の輸入を差止めました。

消費者の安全・安心に関わる差止物品の例（公表資料から抜粋）

【医薬品】



【マスク】



【日焼け止めエッセンス】



知的財産侵害物品の大半は国際郵便で送られてくるものですが、海上貨物や航空貨物からも知的財産侵害物品が発見されています。

また、昨年10月1日より、商標権・意匠権を侵害する物品に対する水際取締りを強化しており、例えば、通販サイトで購入した商品が、海外の事業者から送られてきた商標権または意匠権を侵害する模倣品の場合、税関の取締対象となっています。

輸出入申告の際は、商品の画像や絵型等の参考資料を添付していただくなど、知的財産侵害物品の取締りにご理解とご協力を賜りますとともに、消費者の立場でもニセモノは買わない・使わない・騙されないよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

業務部知的財産調査官

045-212-6116

令和5年3月14日

通関業者の皆様へ

横浜税関業務部 首席通関業監督官

通関業営業報告書等の提出について

平素から通関業務の適正・迅速な運営にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、通関業法第22条第3項に基づき、例年ご提出いただいております「通関業営業報告書等」につきまして、令和4年度分を別紙提出要領によりご提出いただきますようお願い致します。

ご提出に際し、複数の税関管内に営業所を設置している場合は、主たる営業所の所在地を管轄する税関のみにご提出願います。

なお、提出手段につきましては、**NACCS 汎用申請**を積極的にご活用くださいますようお願い申し上げます。

通関業営業報告書等の提出要領

(1) 提出物

イ. 通関業営業報告書（税関様式 B 第 1190 号） 1 通※

※控えが必要な場合は 2 通

ロ. 貸借対照表 1 通 ※

ハ. 損益計算書 1 通 ※

ニ. 株主資本等変動計算書 1 通 ※

（繰越利益剰余金が記載されているもの）

ホ. 会社組織図（最新のもの） 1 通

※ 「決算報告書」（株主総会等に利用するもの）が、上記ロからニの内容を記載している場合、ロからニの提出に代え当該「決算報告書」1 通を提出いただいても結構です。

また、連結決算を行っている場合は、連結決算報告書も併せて提出して下さい。

(2) 留意事項

イ 別添「通関業営業報告書記載要領」の注意点（赤字部分）を参照のうえ、各様式を作成し提出して下さい。

ロ 営業報告書様式（B-1190）のblankフォーム（Word 形式）が税関ホームページに掲載されておりますので活用して下さい。

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_B.htm



(3) 提出方法

次のいずれかの方法をお選び下さい。

イ N A C C S 汎用申請（業務コード：H Y S）

申請先税関官署：

申請先部門：（blank）

申請手続種別： 件数・料金その他通関業務関連事項報告（B1190）

ロ 郵送（宛先を「横浜税関 業務部 首席通関業監督官 行」と明記してください。

後記（6）の送付票をご利用下さい。）なお、控えが必要な場合は「控」返送用の書留等追跡可能な封筒（要 送付分の切手貼付）を同封して下さい。

ハ 横浜税関 業務部 首席通関業監督官の窓口に持参

※できるだけN A C C S 汎用申請をご活用いただきますようお願いいたします。

(4) 提出期限

令和5年6月30日(金) 必着

上記の提出期限にかかわらず早期の提出にご理解とご協力をお願い致します。

また、やむを得ず提出期限を過ぎて提出する事情がある場合には、提出期限前にご連絡をお願い致します。

株主総会の開催日程の都合等で、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の提出が後日になる場合には、通関業営業報告書を提出する際に、その旨をお申し出下さい。

(5) 連絡先(お問い合わせ先)

横浜税関 業務部 首席通関業監督官

郵便番号 : 〒231-8401

住所 : 神奈川県横浜市中区海岸通1-1

電話番号 : 045-212-6051

(6) 送付票

郵送される場合の送付票としてご利用下さい。

〒231-8401

神奈川県横浜市中区海岸通1-1

横浜税関 業務部 首席通関業監督官 行

通関業営業報告書
記載要領

令和5年3月

横浜税関 業務部 首席通関業監督官

◎注意点を記載しましたので、営業報告書作成の際の参考として下さい。

税関様式B第 1190 号
令和 年 月 日

横 浜 税 関 長 殿

・記入漏れがないようにして下さい。

令 和 4 年 度

通 関 業 営 業 報 告 書

〔 自 令 和 年 月 日 〕
〔 至 令 和 年 月 日 〕

- ・報告対象となる期間（事業年度の開始日と終了日）を記入。
- ・事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了する各通関業者の皆様の事業年度です。
- ・決算途中で通関業の許可を受けた場合は、許可日から事業年度終了日までとなります。
- ・ご提出いただく第1～2表の内容は全て事業年度終了時点の数字を記入して下さい。

通関業者

住 所 (所在地)

法人番号

氏名又は名称

・内容について確認させていただく場合がありますので、実際の作成者の連絡先を記載して下さい。

担当者	所 属	
	氏 名	
	電話番号	

(注) 本報告書は、通関業務を行う営業所の所在地（当該営業所が2以上ある場合には、主たるものの所在地）を管轄する税関長に提出して下さい。

(規格A4)

- ・貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書を添付して下さい。
- ・株主総会による承認前等により、公に配布する事業報告書を添付できない場合は、(案)段階の書類を添付し、承認後等に正式な書類を提出して下さい。

第1表 営業概況総括表

收受金額の千円未満の端数処理については、決まりはございませんが、すべての端数処理方法は同一としてください。

主 要 株 主	(%)	(%)			
	(%)	(%)			
	(%)	(%)			
通関業務及びその他の業務に係る収入及び従業員数		営業収益 (千円)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
	通 関 業	A ※			
	通 関 業 以 外				
	計	B	100.0		100.0
通関業務収 支	営業収益① (千円)	営業費用② (千円)		営業利益 ①-② (千円)	
	A ※				
兼業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉庫業 ・ 航空運送事業 ・ その他 [・ 港湾運送事業 ・ 貨物利用運送事業 ・ 海上運送事業 ・ 道路運送事業 				
通関士数	人	通関士 有資格者数	人		
備 考					

- (注) 1. 「主要株主」は決算書等に記載がある場合は、当該書面を添付することにより記載を省略することができます。
2. 表中※の営業収益の金額は一致するよう記載してください。
3. 表中の「構成比」には、会社全体に占めるそれぞれの割合を小数点以下 1 位まで記入してください。
4. 「従業者数」には管理部門等を含む人数を計上してください。
5. 「兼業の状況」は該当するものを○で囲み、例示以外の兼業業種がある場合は「その他」の括弧内に記入してください。
6. 「通関士有資格者数」は、通関業法第 22 条第 2 項の規定に基づき届け出た者のうち同法第 31 条第 1 項の規定による財務大臣の確認を受けていない通関士試験合格者の人数を記入してください。
7. 報告期間中に会社の組織に変更があった場合には、「組織図」を添付してください。
8. 報告期間中に会社の吸収、合併あるいは部門の分離等があった場合は、その時期、内容等を備考欄に記入してください。

(規格A 4)

第2表 通関業務取扱件数及び通関業収入等内訳表
 全体〔営業所数： **3** 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	N A C C S利用端末 台
備考		

営業所別内訳

〔主たる営業所名： **横浜営業所** 所在地管轄税関： **横浜税関** 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	N A C C S利用端末 台
備考		

〔営業所名： **東京営業所** 所在地管轄税関： **東京税関** 〕

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告 輸入申告 （予備申告を含む。）等		
その他		
合計		
通関業務関係資産	事務所 m ²	N A C C S利用端末 台
備考		

(規格A4)

- (注) 1. 本表は、通関業者全体及び営業所別に作成してください。また、営業所別内訳の〔 〕内には営業所名及びその所在地を管轄する税関名を記載してください。
2. 「取扱件数」及び「収受額」は報告の対象期間の通関業務取扱台帳（税関様式B第1170号）に計上のものを集計して記載してください。
3. 「通関業務関係資産」については、専有か共有かにかかわらず通関業務に使用しているものを合算して計上してください。

- ・ **A**は、他税関も含めた通関業の営業収入の合計となります。**A**は、すべて同額となります。
- ・ **B**は、損益計算書の売上高と同額となります。※例外あり

ヨーグルト及びでん粉調製品に係る特別緊急関税の発動について

NACCS揭示板 業務コード集「5-1. NACCS用品目コード（輸入）」

【ヨーグルト（別表第1の6の7の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
040320199 †	0403208735	その他のもの（通常時）
	0403208654	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	0403208724	旧品目表（HS201）において「1901.90-132」に分類されるもの（通常時）
	0403208643	旧品目表（HS201）において「1901.90-132」に分類されるもの（暫定法第7条の3発動時）
	0403208713	旧品目表（HS201）において「1901.90-137」に分類されるもの（通常時）
	0403208632	旧品目表（HS201）において「1901.90-137」に分類されるもの（暫定法第7条の3発動時）
	0403208691	旧品目表（HS201）において「1901.90-211」に分類されるもの（通常時）
	0403208621	旧品目表（HS201）において「1901.90-211」に分類されるもの（暫定法第7条の3発動時）
	0403208680	旧品目表（HS201）において「1901.90-217」に分類されるもの（通常時）
	0403208610	旧品目表（HS201）において「1901.90-217」に分類されるもの（暫定法第7条の3発動時）
	0403208676	旧品目表（HS201）において「1901.90-219」に分類されるもの（通常時）
	0403208595	旧品目表（HS201）において「1901.90-219」に分類されるもの（暫定法第7条の3発動時）
	0403208665	旧品目表（HS201）において「1901.90-229」に分類されるもの（通常時）
	0403208584	旧品目表（HS201）において「1901.90-229」に分類されるもの（暫定法第7条の3発動時）

【でん粉調製品（別表第1の6の24の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
190120159 †	1901201595	その他のもの（通常時）
	1901200070	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	1901200092	TPP11協定及びEU協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（関税割当証明書があるもの）（通常時）
	1901208993	TPP11協定及びEU協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの（関税割当証明書があるもの）（通常時）
	1901208982	TPP11協定及びEU協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（関税割当証明書があるもの）（暫定法第7条の3発動時）
	1901208971	TPP11協定及びEU協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの（関税割当証明書があるもの）（暫定法第7条の3発動時）
190190179 †	1901901794	その他のもの（通常時）
	1901900070	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	1901900092	TPP11協定及びEU協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（関税割当証明書があるもの）（通常時）
	1901908993	TPP11協定及びEU協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの（関税割当証明書があるもの）（通常時）
	1901908982	TPP11協定及びEU協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（関税割当証明書があるもの）（暫定法第7条の3発動時）
	1901908971	TPP11協定及びEU協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの（関税割当証明書があるもの）（暫定法第7条の3発動時）

「FBA料金シミュレーター」により課税価格を計算する場合の留意点
 (関税定率法 基本通達4の4-2 (2)の規定を適用したEコマース貨物の課税価格)

国内費用等の消費税について、**どちらかに統一**されている場合の課税価格

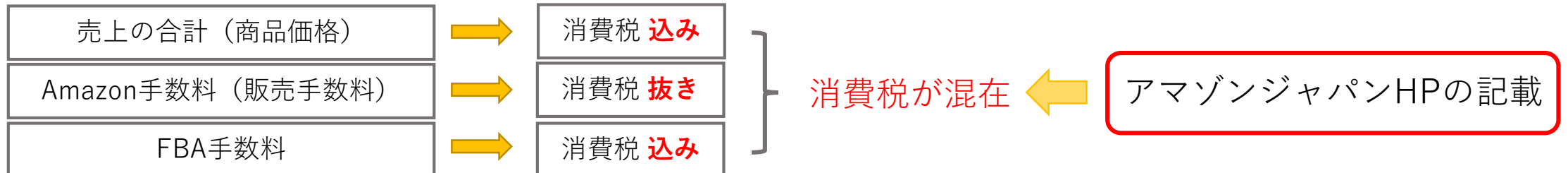
すべてに**消費税が含まれている**場合

$$\text{課税価格} = \frac{\text{国内販売価格 (消費税込み)} - \text{本邦到着後費用 (消費税込み)}}{(1 + \text{消費税率}) \times (1 + \text{関税率})}$$

すべてに**消費税が含まれていない**場合

$$\text{課税価格} = \frac{\text{国内販売価格 (消費税抜き)} - \text{本邦到着後費用 (消費税抜き)}}{(1 + \text{関税率})}$$

FBA料金シミュレーターに表示されている国内費用等の消費税の取扱い



消費税込みと消費税抜きが混在することから、**2ページ**、又は**3ページ**のように課税価格は計算されます。

分子を全て**消費税抜き**価格にする計算方法

具体例

輸入貨物：衣類（関税率 9.1%）

輸入数量：30 PCS

商品価格（税込）2,899円、FBA手数料（税込）514円、Amazon手数料（税抜）435円

▶ **計算例1（個別割戻方式の一般式）**

消費税が含まれている国内費用等について、含まれている消費税額をあらかじめ控除（割戻）した後に、課税価格を計算する方法

$$\text{課税価格} = \frac{\left(\text{国内販売価格（消費税込み）} - \text{本邦到着後費用（消費税込み）} \right) \div (1 + \text{消費税率}) - \text{本邦到着後費用（消費税抜き）}}{(1 + \text{関税率})}$$

消費**税**込み価格 → 消費**税**抜き価格に換算

分子は消費**税**抜き価格

【具体的な計算】

$$\frac{\left(\text{¥2,899 商品価格（税込）} - \text{¥514 FBA手数料（税込）} \right) \div (1 + 0.1 \text{ 消費税率}) - \text{¥435 Amazon手数料（税抜）}}{(1 + 0.091 \text{ 関税率})} \times 30 \text{ 輸入数量} = \text{¥47,658 課税価格}$$

分子を全て**消費税込み**価格にする計算方法

具体例

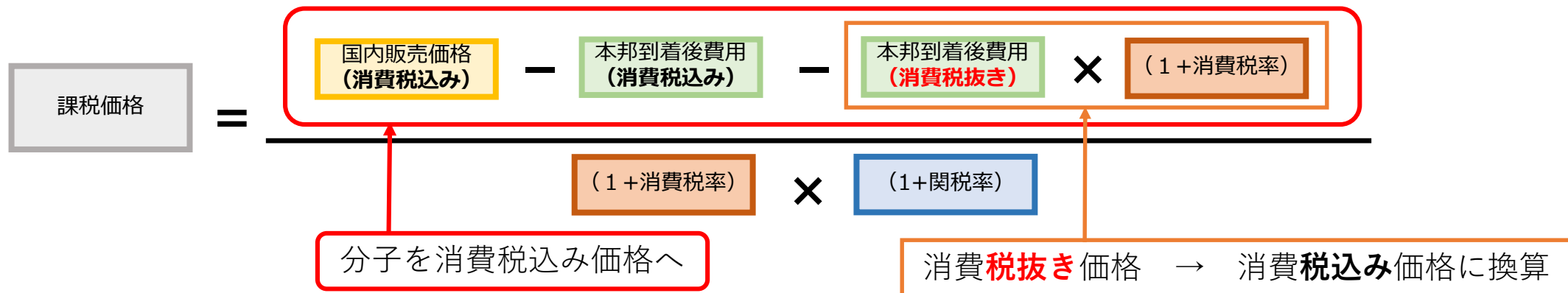
輸入貨物：衣類（関税率 9.1%）

輸入数量：30 PCS

商品価格（税込）2,899円、FBA手数料（税込）514円、Amazon手数料（税抜）435円

➤ **計算例2（一括割戻方式の一般式）**

消費税抜きの国内費用等にあらかじめ消費税額を加えた後、消費税額を一括控除（割戻）し、課税価格を計算する方法



【具体的な計算】

$$\frac{\text{¥2,899 商品価格 (税込)} - \text{¥514 FBA手数料 (税込)} - \text{¥435 Amazon手数料 (税抜)} \times (1 + 0.1 \text{ 消費税率})}{(1 + 0.1 \text{ 消費税率}) \times (1 + 0.091 \text{ 関税率})} \times 30 \text{ 輸入数量} = \text{¥47,658 課税価格}$$